

令和 5年 4月 29日

生徒・保護者各位

山梨県立白根高等学校

校 長 伊藤 裕之

新型コロナウイルス感染症 5類移行後の対策について

若葉の候、皆様には日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、4月28日に県教育委員会より、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知がありました。生徒ならびに保護者の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化に応じて本通知の内容を変更することがあることを申し添えます。

【開始日】

令和5年5月8日から施行

① 陽性者について

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

*無症状の感染者は「検体を採取した日から5日間を経過するまで」となります。

②濃厚接触者について

登校の制限はありません。しかし、発熱・咽頭痛・咳等の症状がある場合は学校にご相談ください。

③体調不良者について

発熱や咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようになしてください。

④マスクについて

日常生活では任意となります。

陽性者は出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは当該生徒に対しマスクの着用を推奨します。